

機関番号：17102

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2008～2010

課題番号：20730071

研究課題名(和文) 権利客体としての「財産」：フランスにおける権利客体論の検討を契機として

研究課題名(英文) The Notion of "Patrimony": In relation to the Analysis of French Theory of "Universalité"

研究代表者

原 恵美 (HARA MEGUMI)

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：60452801

研究成果の概要(和文):

本研究は、一人の人に帰属する積極財産と消極財産の総体として観念される「資産」概念の有用性を探求することを目指している。このことを通じて、「人」と「財産」の関係を解明し、権利客体としての「財産」の構造について分析した。考察対象は主としてフランスの理論である。総論的研究として、財産の集合に関する包括体(universalité)について研究し、各論的研究として包括体の一種である、信託を中心として研究した。

研究成果の概要(英文):

This research focuses on the notion of patrimony and its role in civil law system. The notion of patrimony indicates all of the positive and negative assets that a person holds. 19th century French scholars, Aubry and Rau theorized the notion. Since then, the theory has had strong significance in French law and is thought as one of the fundamental legal concepts. Firstly, this research viewed the notion from general perspective, that is, in regards to the superordinate concept of "universalité". Secondly, this research focused on one of the most important institution that derives from patrimony, *fiducie*. *Fiducie* was inserted in French Civil Code in 2007 to fill in the lack of Anglo-American trust in France. The characteristic of *fiducie* is that it creates patrimony by appropriation, *patrimoine d'affectation*. This research will put in a new light to the general understanding of "person" and "asset" in Japanese civil law system.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,700,000	810,000	3,510,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：財産管理、財産隔離、信託、集合物

1. 研究開始当初の背景

一人格につき一つの「財産」を構成するという事は、所与の前提として考えられている。それは、債権者にとり債務者の全財産が執行対象であるということが債権者代位権や詐害行為取消権で確認されているにもかかわらず、相続財産・組合財産・信託財産などについては、個別的な財産体として特別の規律に服することが認められることで、容易に排除されている。

しかし、債権者にとって執行対象となる債務者財産の範囲が問題となる場合（財産隔離）や、財産の所有者と管理者が別にいる場合（財産管理）に、当事者の意思的関与を問題とする権利関係という視角だけではなく、「財産」の帰属という視角が必要になる場面が存在する。その際、一人格一財産という「前提」が当該局面に及ぶのかが本来問われなければならない。この問題は、財産の運用を専門家に委託する機会が多く、かつその委託方法が多様な法律構成によってなされている現代にあって、切実である。解釈論としてとりあげられる一例としては、預金者認定の問題がある。最判平成 15 年 6 月 12 日民集 57 巻 6 号 563 頁は、弁護士が依頼主から債務整理のために預かった金銭を弁護士名義の預金口座に管理していた場合、補足意見ではあるものの、信託の構成を示唆することによって、預金者が誰であるのかということと、誰の責任財産を構成するかということに分ける余地を示す。

このように、「人」と「財産」の関係を民法の一般法理として問い直すという視角は、近年すでに示唆されている（横山美夏「財産」NBL791 号〔2004〕16 頁以下、片山直也「財産」北村一郎『フランス民法典の 200 年』〔2007〕177 頁以下）。本研究は、これらの研

究成果を踏まえて、「財産」の基礎的研究を行うものである。

そこで、フランス法に目を向けると、「人」と「財産」に関する議論が資産 (patrimoine) 論として、民法典制定後から 200 年以上たった今に至るまで盛んになされている。さらには、独立の財産管理・財産隔離を正当化する典型的法律構成である信託を立法化する試みが何度も挫折し、ようやく 2007 年に至って成立した背景には、資産論との整合性に対する疑問があったことも広く認知されている。日本法はフランス法の一部を継受しているにもかかわらず、フランスにおいて、法的思考の前提を形成するといわれる基礎理論である資産論に対する詳細な研究がこれまでなされていない。

2. 研究の目的

(1) 総論的考察 財産の集合を統一的に把握する上位概念としての、包括体 (universalité) の存在を明らかにし、包括体概念を設けることの意義を検証する。

(2) 各論的考察 フランスの信託は、信託財産が目的充当資産 (patrimoine d'affectation) を形成すると明確にされている。20 世紀を通じて学説上展開された理論が立法上承認されたことになる。そこで、フランス信託法において、目的充当資産が如何なる意義を有するのか分析する。

以上の議論とこれまでの研究を通じて、「権利主体」に関する議論が「能力」の問題や「法人」の問題として論じられるのと同様、それに対置して措定される「権利客体」論の一環として、「資産」概念の有用性を問うのが本研究である。

3. 研究の方法

「研究目的」において明らかにしたとおり、本研究は、財産の集合に対する総論的な研究として「包括体 (universalité)」と包括体の一つとして位置づけられる目的充当資産、特に信託について研究した。以上のような研究の主たる方法は、文献資料の読解であった。

また、学会への参加、研究会での報告により、国内外の研究者と意見交換した。その中でも、本研究資金を利用して、マギル大学 (2010年、カナダ)における信託に関する学会に参加したことで、国外の研究者との意見交換の場を格段に広げることができた。

4. 研究成果

(1) 総論的考察の成果

包括体 (universalité) 論の歴史的展開を明らかにした上で、現在のフランスにおける議論状況を検討した。

フランスにおいては、民法典制定後、明文化されていない財産の集合に関する一般的な理論構築が行われた。この理論構築の端緒は、オーブリー = ローに見出される。彼らによれば、財産の集合は、二つに区分される。一つは、人が有するあらゆる積極財産と消極財産の総体である法律上の包括体 (universalité de droit) (例えば、資産 (patrimoine)) であり、もう一つが、事実上の包括体 (universalité de fait) (例えば、図書館、家畜群) である。法律上の包括体は、財産隔離機能をもつ財産体のものであり、事実上の包括体は、我が国で言うところの「集合物」が該当する。これらの区分は、教科書・体系書において説明されるほどに浸透している。

包括体の議論は、20世紀前葉から中葉に

かけて、営業財産の性質をめぐって進展した。特に、法律上の包括体については、オーブリー = ローが提示した、一つの法的人格につき複数の資産は認められないという資産統一の原則との関係で議論が進展した。その中でも中心的問題は、目的充当資産論を承認し、財産体を形成することによって、一般的・包括的な財産隔離を認めることができるのかであった。

他方で、事実上の包括体は、顧みられることのない概念 (例えば、マロリー = エネス) とされてきたが、最近、研究が盛んになされ、多くの成果が公表されている。このような研究の盛況には、破毀院第1民事部1998年11月12日判決の存在を挙げることができる。本判決では、用益権 (フランス民法典578条以下) の対象となっている有価証券資産を包括体と認定した上で、有価証券資産を構成する個々の有価証券は、新たに取得する有価証券に代替するという負担付きで処分可能であることを認める。したがって、有価証券資産が包括体であることを直接の根拠として、構成要素である個々の有価証券の代替可能性を承認した。包括体は、個別の特別財産や集合物について統合的・体系的に検討するための「学理上の」概念として発展し、その形成契機、構造、要件や効果につき安定的な説明が与えられてきたわけではない。にもかかわらず、破毀院判決は、包括体の明確な効果として代替可能性を承認したため、フランスにおいてこの判決は大きく注目された。学説上、本判決の評価については、賛否両論分かれるものの、包括体の構造の解明、包括体をめぐる権利義務関係の類型化が格段に進んだ。

議論は大きく二つの方向に進展している。まず、第1に、包括体の構造を「封筒」として捉え、単一の財産 (bien) として認知する

見解がある(ゼナティ)。この見解によれば、もはや包括体の個々の構成要素は「価値」としてのみ把握され、価値支配システムとして包括体が活用される。そして、包括体における代替可能性は、包括体を構成する個々の財産が価値としてのみ把握される以上、包括体一般に当然に認められる性質ということになる。

第2に、包括体とは、個々の構成要素がそれぞれ独立の財産(bien)としての性質を有し、かつ、目的によって規定された、一つの財産を形成するという二重構造を有するものであるとする見解がある(ドゥニゾー)。この見解によれば、価値支配システムとしての包括体は否定され、代替可能性の本質を保存義務の内容に裏打ちされた、物的代位(充当)と見る。したがって、当事者の意思次第で、集合物の内で物的代位が生じるか否かが異なることになる。そのため、包括体において、代替可能性が否定される場合を認める。

本研究においては、1998年判決を契機としてそれ以降に展開された包括体論を中心に検討したが、今後の展開としては、2006年担保法改正の際に新設された、非占有型質権(フランス民法典2333条)における財産の代替可能性(2341条、2342条)と包括体論との関係を模索する必要がある。

(2) 各論的考察の成果

各論的考察として、フランス信託の財産構造の解明を行った。フランス信託の立法経緯、改正、利用目的等につき検討したが、その中でも本研究につき重要な点は、フランス信託の根本構造である。フランスの信託は、信託が「契約」でありかつ信託財産の構造を目的充当資産(patrimoine d'affectation)としてとらえる点に特徴がある。我が国と比べて、フランスは信託法成立に至るまでに膨大な時間を費やした。それは、フランスにおいて、

信託の私法体系への受容について慎重な批判的討論を尽くしているからであった。その検証の一環として、20世紀前半にドイツ法の影響を受けて主張された、古典的資産論へのアンチテーゼとしての目的充当資産論と信託の関係について検証を行った。その結果、受益権を債権と構成(国民議会報告書9頁)しても、受益者は、個人の資産と信託資産(目的充当資産)とに区別して有しているため、信託の利点である受託者の個人債権者からの追及の遮断を実現することが可能である。フランス信託法の特徴は、この財産隔離を立法上承認した点にある。これは、英米法型の信託が、エクイティー上の所有権とコモロー上の所有権に分離するという、二重の所有権の法律構成によって実現しているのに対して、フランスでは、財産パラダイム、すなわち「財産」が独立していることに信託の特徴を見いだすことを意味する。

この特徴を前提に、信託財産の流動性につき考察すると、フランス民法典は、信託財産の流動性(物上代位)に関する規定を置かない。しかし、目的充当資産論の構造からも、また、包括体一般に代替可能性を承認する(例えば、1998年判決)のであれば、包括体の構造からも、信託財産の代替可能性は当然に承認されることになる。

一人格につき一財産の原則(資産統一の原則)を維持し続けてきたフランス法において、信託は、原則の再考を促す。この点につき、フランスにおいては、2010年に成立した、有限責任個人事業者法(La loi sur l'entrepreneur individuel à responsabilité limitée)においても、目的充当資産を採用し、個人事業者が法人を設立することなく、個人の資産と事業用の資産を分離することを可能とした。このため、資産論と当該法律の関係につき模索する必要がある。

ある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[図書](計2件)

(1) 原恵美「有価証券資産に用益権が設定された場合の用益権者による個々の有価証券の処分」金山直樹、松川正毅、横山美夏、森山浩江、香川崇編『フランス判例民法の軌跡(仮題)』(法律文化社、2011年出版予定)
(原稿提出済み) 査読無

(2) 原恵美「所有権留保の代位行使」金山直樹、松川正毅、横山美夏、森山浩江、香川崇編『フランス判例民法の軌跡(仮題)』(法律文化社、2011年出版予定)(原稿提出済み)
査読無

6. 研究組織

(1)研究代表者

原 恵美 (HARA MEGUMI)
九州大学・法学研究院・准教授
研究者番号：60452801

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし